

(証券コード 2459)

2022年8月4日

株 主 各 位

東京都文京区本郷四丁目24番8号

アウンコンサルティング株式会社

代表取締役社長CEO 信 太 明

## 第24期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の案内に従って2022年8月22日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月23日（火曜日） 午後3時00分  
（受付開始は午後2時30分より）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号  
三井住友海上駿河台新館  
TKPガーデンシティ御茶ノ水「カンファレンスルーム3F」
3. 目的事項  
【報告事項】
  1. 第24期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第24期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）  
計算書類の内容報告の件  
【決議事項】
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
  - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年8月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（3頁から4頁までの【インターネットによる議決権行使のご案内】）をご高覧のうえ、2022年8月22日（月曜日）午後6時までにご行使ください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

#### 5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「財産及び損益の状況の推移」及び「主要な事業内容」、「企業集団の主要な拠点」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「株式及び新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「社外役員の報酬等の総額」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.auncon.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

以 上

- 
- (注) 1. 本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、資源節約のため、こちらの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、本総会の前日までに修正をすべき事項が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.auncon.co.jp/>) において、掲載することによりお知らせいたします。
3. 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます予定です。
4. 当日は、軽装「クールビズ」にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度 QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2022年8月22日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

(ア) 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

(イ) 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

#### 【新型コロナウイルス感染拡大防止対応へのご協力のお願い】

株主の皆様におかれましては、書面（議決権行使書用紙）またはインターネットにより議決権を行使されたうえ、会場へのご来場はお控えいただくことをご推奨いたします。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイトアドレス <https://www.auncon.co.jp/>

(添付書類)

## 事業報告

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及び成果

##### (1) 事業の状況

当社グループでは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。これに伴い、従来、一部の案件に係る業務又はサービスが完了した時点で収益を認識していたサービスについて、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識する方法に変更しております。

また、これまで収益を総額で認識していた取引の一部について、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人としての性質が強いと判断されるものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。なお、これらの変更は、主に「マーケティング事業」が対象となります。

そのため、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、売上高については前連結会計年度と比較しての前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度(2021年6月1日～2022年5月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、ワクチン接種の促進等による各種政策の効果もあり、一部で持ち直しの動きがみられたものの、新たな変異株による感染拡大により、企業活動及び個人消費は極めて厳しい状況で推移しました。また、ロシア・ウクライナ情勢や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中国のロックダウンの影響などの要因を背景に、原材料コストの上昇、為替相場における円安の進行、サプライチェーン停滞など、企業収益に深刻な影響を及ぼす事象が発生しており、経済環境の先行きは、依然として不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、当社グループは収益力の回復と拡大を最優先課題とし、引き続き、需要が堅調に増加している官公庁・自治体向けのグローバルプロモーション領域への取り組み等を継続するとともに、アフターコロナ環境において想定される民間企業の急激な需要回復にも対応できるよう注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は500,264千円（前年同期売上高1,032,850千円）、営業損失は40,497千円（前年同期は営業損失162,531千円）、経常利益は3,052千円（前年同期は経常損失147,364千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,006千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失110,958千円）となりました。

なお、前連結会計年度の売上高に近似する、当連結会計年度の取扱高は1,344,643千円（前年同期売上高比30.2%増）、となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### ① マーケティング事業

マーケティング事業は、SEO（検索エンジン最適化）、PPC（検索連動型広告）、ソーシャルメディア、スマートフォン広告などの企業のマーケティング活動を支援する各種サービスを日本語及び、多言語で国内外の企業に提供しております。

生活様式が変化していく中で、企業のマーケティング手法も日々変化しております。当社の強みである多言語分野で付加価値の高いサービスを提供することで、幅広い需要を取り込むことができるものと考えております。当社の強みを活かし、需要が堅調に増加している官公庁・自治体向けのグローバルプロモーション支援及び、越境ECサイトやグローバルBtoB企業向けのアウトバウンドマーケティング支援（海外進出、海外市場向けプロモーションなど）の領域へ重点的に経営資源を配分し、営業活動を強化することで、収益力の回復と拡大を図ってまいりました。

以上の結果、当事業における売上高は497,229千円（前年同期売上高1,005,096千円）、セグメント利益は95,280千円（前年同期はセグメント利益1,200千円）となりました。

なお、前連結会計年度の売上高に近似する、当連結会計年度の取扱高は1,341,608千円（前年同期セグメント別売上高比33.5%増）、となりました。

#### ② アセット事業

アセット事業では、2020年7月より開始したオンライン金融学習サポート「Financial Gym（フィナンシャルジム）」について、コロナ禍の環境の中で収益力の回復と拡大のためには、選択と集中が重要であると判断し、2021年11月末をもって新規加入受付を終了し、2022年7月末に全てのサポートを終了することを決定いたしました。

以上の結果、当事業における売上高は3,034千円（前年同期売上高27,754千円）、セグメント損失は14,377千円（前年同期はセグメント損失27,463千円）となりました。

なお、当事業は「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響はありません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は250千円となりました。その主なものは、国内におけるオフィスリフォームに伴う建物附帯設備の購入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、全て金融機関からの借入により調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 株式の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

② 新株予約権の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

## 2. 対処すべき課題

今後の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症との戦いを経て、新しい価値観や行動様式が浸透しつつあります。このような環境の中で、継続的に成長できる事業を創出することが重要であると考えております。今後、当社グループが対処すべき課題としては、以下の2点が挙げられます。

### (1) 収益力の回復と拡大について

これまで、当社グループはアジア圏における旺盛な日本旅行需要を背景に、成長分野である多言語（日本語以外の言語）インバウンド領域に注力することで収益拡大を図ってまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、民間企業を中心にインバウンド関連の広告出稿の多くが停止しました。外国人観光客受け入れ再開により、インバウンド需要の再燃が期待されるものの、本格的な回復には時間を要するものと考えております。引き続き、自治体向けなど動きのある領域への取り組み等を継続するとともに、ウィズコロナ・アフターコロナ環境において想定される民間企業の急激な需要回復にも対応できるよう体制を備えてまいります。

また、既存事業の成長だけでなく、独創的な考え方で挑戦し、新たな取り組みを続け、新たなビジネスモデルを創出することが重要であると考えております。

これまで蓄積してきた多言語によるグローバルコンサルティング事業を行う企業としてのノウハウ等、経営資源を活かし、ウィズコロナ・アフターコロナ環境における新しい需要を的確につかんでいくことで、継続的な事業拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

### (2) 先進的な働き方の実現による生産性向上

当社グループは、リモートワークをメインとした新しい働き方を実現することで、オフィスを「作業の場」から「議論の場」へ進化させてきました。リアルでの対面の時間を創造的な議論に集中して活用していくことで、これまで以上に成果を挙げていくよう努めてまいります。

また、リモートワークをはじめ、デジタル技術の積極的活用やそれら運用体制の整備を行い、実効性の高い施策を実施してまいります。ウィズコロナ・アフターコロナ環境において行動様式が変化していても生産性を向上させられる組織を作り、収益拡大を目指してまいります。

ボーダーレス化が進む社会において、当社グループの企業理念を理解し、主体的に課題解決を行うことのできる優秀な人材の採用及び、教育により組織力を強化することで、世界中の挑戦する人たちとともにイノベーションを起こし、当社グループの競争力を一層強化してまいります。



### 3. 重要な親会社及び子会社の状況（2022年5月31日現在）

#### (1) 親会社との関係

記載すべき重要な事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
AUN Thai Laboratories Co., Ltd.	16,000千バーツ	99.98%	SEM関連商品の販売、PPCの運用に係るキーワード選定や入札管理、定型レポートの作成等プランナー業務、Web制作業務
AUN Global Marketing Pte. Ltd.	820千シンガポールドル	100.00%	SEM関連商品の販売
AUN PHILIPPINES INC.	20,000千フィリピンペソ	99.99%	現地におけるオフィス・コンドミニウム等の販売・賃貸・転貸・仲介業務
AUN Vietnam Co., Ltd.	900千米ドル	100.00%	SEM関連商品の販売

### 4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

## Ⅱ. 会社役員に関する事項

### 1. 会社役員 の 状況

(2022年5月31日現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
信 太 明	代表取締役 社長 CEO	アセット事業担当	AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役
菊 池 明	取締役副社長	マーケティング 事業担当	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 AUN Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役
坂 田 崇 典	取締役副社長	経営企画担当	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 AUN Vietnam Co.,Ltd. 監査役
藤 原 徹 一	取 締 役		藤原投資顧問株式会社 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役
加 藤 征 一	取 締 役 (監査等委員)		加藤公認会計士事務所 代表
松 村 卓 朗	取 締 役 (監査等委員)		株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 代表取締役
田 中 克 洋	取 締 役 (監査等委員)		飯沼総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 藤原徹一氏、加藤征一氏、松村卓朗氏、田中克洋氏は社外取締役であります。
2. 当社は、当社グループにおける〔業務の適正を確保するための体制〕に則り、内部監査室より情報共有及び報告を行っておりますとともに、監査等委員からの質問には速やかに回答する体制により、監査等委員会の監査が実質的に行われていることを確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は藤原徹一氏、田中克洋氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
4. 監査等委員加藤征一氏は公認会計士及び税理士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員田中克洋氏は弁護士資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役との間で、責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要については、「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」をご参照ください。

## 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## 3. 取締役の報酬等

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容に係る決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、業績等を反映させた基本報酬のみとし、業績に応じて翌期の基本報酬を決定する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### ② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ③ 業績評価による変動の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績評価により翌期に反映させる報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映し、各事業年度の連結営業利益及び、各事業のセグメント利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出する。目標となる業績指標とその値は、予算計画と整合するよう予算計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

④ 業績評価による変動額の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は取締役会の答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、業績変動による変動幅は、目標基準を超えた場合、基本報酬の40%増を上限とし、目標基準に満たない場合、基本報酬の20%減を下限とする。業績が悪化した場合は、取締役会協議のうえ、基本報酬の減額を行うことがある。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、適正かつ効率的に決定を行うことを理由に、代表取締役社長CEO信太明がその具体的内容について委任をうけるものとする。なお、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長CEO信太明によって適切に行使されるよう、取締役会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長CEO信太明は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績運動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	32,306 (1,920)	32,306 (1,920)	—	—	4名 (1名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5,280 (5,280)	5,280 (5,280)	—	—	3名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	37,586 (7,200)	37,586 (7,200)	—	—	7名 (4名)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第17期定時株主総会において、年額1億6,800万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、4名 (うち、社外取締役は1名) です。
2. 監査等委員の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第17期定時株主総会において年額3,600万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、3名 (うち、社外取締役は3名) です。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

取締役藤原徹氏は藤原投資顧問株式会社の代表取締役であり、同社と当社とは、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザー契約の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。また、AUN Global Marketing Pte. Ltd. の取締役を兼職しております。なお、AUN Global Marketing Pte. Ltd. は当社の連結子会社であります。

取締役（監査等委員）加藤征一氏は加藤公認会計士事務所の代表であります。加藤公認会計士事務所と当社の間には取引関係はありません。

取締役（監査等委員）松村卓朗氏は株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの代表取締役であり、同社と当社とは当社役員及び社員に対する研修、教育における取引の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。

取締役（監査等委員）田中克洋氏は飯沼総合法律事務所に所属する弁護士であります。飯沼総合法律事務所と当社の間では法律顧問契約を締結しておりますが、顧問料の額は僅少であり独立性に影響を与えるものではございません。

##### (2) 主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
藤原徹一	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席しております。取締役会においては、海外動向や金融マーケティングに関する豊富な経験・知見に基づき、主に海外への事業戦略や投資に関して、グローバル経営の視点から海外子会社の社員教育まで幅広く助言・提言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、独立役員としての客観的・中立的な立場から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための監督機能を担っております。
加藤征一	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査等委員会12回全てに出席しております。取締役会においては、公認会計士及び税理士である専門的見地から、主に経理、財務、税務に関して助言・提言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会においては、主に経理部門及び会計監査の状況について、適宜、必要な発言を行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
松村卓朗	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査等委員会12回全てに出席しております。取締役会においては、経営コンサルタントである専門的見地から主に組織体制、人事・教育制度に関して助言・提言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会においては、主に人事部門及び業務監査の状況について、適宜、必要な発言を行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
田中克洋	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査等委員会12回全てに出席しております。取締役会においては、弁護士である専門的見地から主に企業コンプライアンスに関して、助言・提言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会においては、主に企業法務部門の状況について、適宜、必要な発言を行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、独立役員としての客観的・中立的な立場から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための監督機能を担っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## 連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	822,860	<b>流 動 負 債</b>	193,792
現 金 及 び 預 金	566,932	買 掛 金	87,418
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	122,798	1年内返済予定の長期借入金	34,079
販 売 用 不 動 産	85,436	未 払 費 用	20,169
仕 掛 品	1,055	未 払 法 人 税 等	12,058
そ の 他	50,037	前 受 金	8,566
貸 倒 引 当 金	△3,400	賞 与 引 当 金	1,778
		そ の 他	29,720
<b>固 定 資 産</b>	211,624	<b>固 定 負 債</b>	198,595
<b>有 形 固 定 資 産</b>	827	長 期 借 入 金	158,440
建 物	222	繰 延 税 金 負 債	3,496
工 具、器 具 及 び 備 品	604	そ の 他	36,658
<b>無 形 固 定 資 産</b>	5,212	<b>負 債 合 計</b>	392,387
ソ フ ト ウ ェ ア	5,212	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	205,583	<b>株 主 資 本</b>	603,580
投 資 有 価 証 券	159,820	資 本 金	341,136
敷 金 及 び 保 証 金	7,450	資 本 剰 余 金	471,876
そ の 他	38,313	利 益 剰 余 金	△209,431
<b>資 産 合 計</b>	1,034,485	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	38,507
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,921
		為 替 換 算 調 整 勘 定	30,585
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	9
		<b>純 資 産 合 計</b>	642,097
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	1,034,485

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結損益計算書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		500,264
売上原価		147,637
売上総利益		352,626
販売費及び一般管理費		393,124
営業損失		40,497
営業外収益		
受取利息	262	
助成金収入	3,385	
解約手数料等	125	
為替差益	8,136	
投資事業組合運用益	35,306	
その他の	3,921	51,136
営業外費用		
支払利息	5,859	
貸倒引当金繰入額	256	
その他	1,471	7,586
経常利益		3,052
特別利益		
固定資産売却益	2,452	
子会社清算益	9,233	11,686
特別損失		
固定資産除却損	1,165	1,165
税金等調整前当期純利益		13,572
法人税、住民税及び事業税	9,565	9,565
当期純利益		4,007
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		4,006

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>462,436</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>166,059</b>
現金及び預金	352,621	買掛金	76,311
売掛金	97,090	1年内返済予定の長期借入金	34,079
前払費用	10,419	未払金	6,164
未収入金	1,852	未払費用	19,446
立替金	516	未払法人税等	12,058
その他	1,251	前受金	1,885
貸倒引当金	△1,315	預り金	5,185
		その他	10,927
<b>固 定 資 産</b>	<b>512,255</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>161,936</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>674</b>	長期借入金	158,440
建物	222	繰延税金負債	3,496
工具、器具及び備品	451		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>5,212</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>327,995</b>
ソフトウェア	5,212	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>506,367</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>638,774</b>
投資有価証券	77,157	資本金	341,136
関係会社株式	256,625	資本剰余金	471,876
関係会社長期貸付金	168,679	資本準備金	471,876
敷金及び保証金	3,724	利益剰余金	△174,237
長期前払費用	181	その他利益剰余金	△174,237
		繰越利益剰余金	△174,237
<b>資 産 合 計</b>	<b>974,692</b>	評価・換算差額等	7,921
		その他有価証券評価差額金	7,921
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>646,696</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>974,692</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)



# 損 益 計 算 書

(2021年6月1日から2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		387,754
売 上 原 価		99,695
売 上 総 利 益		288,058
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		310,162
営 業 損 失		22,103
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,581	
助 成 金 収 入	3,385	
為 替 差 益	8,897	
解 約 手 数 料 等	125	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	35,306	
そ の 他	2,305	51,600
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,840	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	22	
そ の 他	1,315	7,178
経 常 利 益		22,318
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	19,273	19,273
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,165	1,165
税 引 前 当 期 純 利 益		40,426
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,695	7,695
当 期 純 利 益		32,731

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

アウンコンサルティング株式会社  
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 伊 藤 昌 久  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アウンコンサルティング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

アウンコンサルティング株式会社  
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 石渡 裕一郎

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 伊藤 昌久

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月19日

アウンコンサルティング株式会社 監査等委員会

監査等委員 加藤 征一 ㊟

監査等委員 松村 卓朗 ㊟

監査等委員 田中 克洋 ㊟

監査等委員加藤征一、松村卓朗及び田中克洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 【第1号議案】 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

##### (1) 株主総会の開催形式（場所の定めのない株主総会）の追加

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

当社におきましても、遠隔地の株主さま等多くの株主の皆さまが出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様利益に資すると考え、現行定款第11条に第2項を追加するものであります。

なお、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣および法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める上記の要件に該当する旨の確認を受けております。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条（電子提供措置等）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。



## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線\_\_は変更を示す)

現行定款	変更案
<p>(招集の時期) 第11条 (条文省略) (新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第14条 当社は、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。 (新設)</p> <p>附則 (新設)</p>	<p>(招集) 第11条 (現行どおり) ② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。 (削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第2条 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。 ③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**【第2号議案】 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件**

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	しだあきら 信太明 (1968年11月11日)	1992年4月 株式会社リクルート入社 1993年4月 株式会社日本ネットワーク研究所入社 1996年3月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション（現株式会社エービーシー・マート）入社 1998年6月 当社設立 代表取締役（代表執行役員） 2015年6月 AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 代表取締役（現任） 2015年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役（現任） 2015年6月 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役（現任） 2019年6月 当社代表取締役社長CEO（現任） [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役	1,887,500株
[取締役候補者とした理由] 信太明氏は、当社創業者及び当社代表取締役として、当社グループの事業に対する深い理解と高い経営能力のもと当社グループの経営を牽引しており、国内外の幅広いステークホルダーに対する高い渉外力及び発信力により当社グループの事業に貢献してきたほか、組織運営の豊富な経験等を活かし、経営を監督しております。当社グループの持続的発展のためには、同氏の事業への貢献が引き続き必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	きくちあきら 菊池明 (1982年7月19日)	2005年4月 当社入社 2011年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 担当執行役員 2011年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 担当執行役員 2012年12月 当社執行役員 2013年8月 当社取締役(執行役員) 2014年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表取締役 2014年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 2014年6月 当社取締役(常務執行役員) 2015年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役(現任) 2015年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役(現任) 2015年6月 当社取締役(執行役員) 2015年6月 AUN PHILIPPINES INC. 取締役(現任) 2017年2月 当社取締役(常務執行役員) 2017年9月 AUN Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役(現任) 2019年6月 当社取締役副社長(現任) [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 AUN Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役	39,200株
[取締役候補者とした理由] 菊池明氏は、当社入社以降、大手クライアントを中心にSEMコンサルティングに従事し、国内や海外法人の売上拡大における販売戦略等、マーケティング事業の成長に重要な役割を果たしてきました。今後も当社の事業拡大と業績向上の中心的役割を担い、企業価値向上への貢献が期待できるものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
3	さ か た た か の り 坂 田 崇 典 (1969年9月4日)	1992年4月 凸版印刷株式会社入社 1997年10月 朝日アーサーアンダーセン株式会社（現 PwCコンサルティング合同会社） 入社 2000年8月 株式会社日経BP入社 2005年11月 当社入社 2005年12月 当社執行役員 2006年8月 当社取締役（常務執行役員） 2014年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役（現任） 2014年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役（現任） 2014年6月 当社取締役（専務執行役員） 2015年6月 AUN PHILIPPINES INC. 取締役（現任） 2017年9月 AUN Vietnam Co.,Ltd. 監査役（現任） 2019年6月 当社取締役副社長（現任） [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 AUN Vietnam Co.,Ltd. 監査役	87,500株
[取締役候補者とした理由] 坂田崇典氏は、長年にわたり当社管理部門を指揮してきたほか、海外法人担当として海外法人の基盤づくりに大きく貢献し、当社のグローバル化や中長期的成長への戦略の実行に重要な役割を果たしてきました。同氏は、経営管理に関する豊富な知識と経験を有しており、経営者の視点から全社的な成長と企業業績向上の実現を図ることができるものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	ふじわら てついち 藤原 徹一 (1973年1月9日)	1995年4月 野村證券株式会社入社 2000年6月 Nomura Singapore Ltd配属 2004年6月 Merrill Lynch International Bank Ltd 入社 2007年7月 藤原投資顧問株式会社設立 代表取締役(現任) 2009年8月 当社社外取締役(現任) 2010年11月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役(現任) [重要な兼職の状況] 藤原投資顧問株式会社 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役	78,400株
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>藤原徹一氏は、投資顧問会社の代表取締役として活躍されており、その実績・識見は高く評価されます。その幅広い知見を活かし、当社の経営において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしていただいております。社外取締役として再任された際は、独立役員としての客観的・中立的な立場から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただけること、並びに海外動向や金融マーケティングに関する専門的な知見を有することから経営に対する適切な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化されることを期待しております。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって13年となります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤原徹一氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性及び責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性について
- ① 藤原徹一氏が代表取締役を務める藤原投資顧問株式会社と当社との間には、2007年10月1日から2009年5月31日の間に、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザー契約がありました。
  - ② 藤原徹一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。なお、同氏は当社の連結子会社であるAUN Global Marketing Pte.Ltd.の役員(取締役)を兼職しております。
  - ③ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - ④ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  - ⑤ 藤原徹一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
  - ⑥ その他、藤原徹一氏は当社の独立性判断基準(33頁)を満たしております。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役候補者藤原徹氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が再任された場合は、本契約は継続となります。その契約の概要は次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案により選任された取締役の任期中に、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

5. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「Ⅱ. 会社役員に関する事項」(10頁)に記載のとおりであります。

### 【第3号議案】 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名
ふじわら てい ち
藤 原 徹 一

(注)1. 法令または定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えるものです。

2. 藤原徹氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 藤原徹氏は第2号議案において取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とされております。なお、藤原徹氏が監査等委員である取締役に就任した場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任する予定です。

4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、補欠の監査等委員である社外取締役候補者藤原徹氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、本契約は継続となります。その契約の概要は次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。藤原徹一氏が監査等委員である取締役就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

6. 上記の補欠の監査等委員である取締役候補者の生年月日及び略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」に記載のとおりですので、26頁から30頁をご参照ください。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。なお、各人の有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

氏名	しだ あきら 信太 明	きくち あきら 菊池 明	さかた たかのり 坂田 崇典	ふじわら ていし 藤原 徹一	かとう せいいち 加藤 征一	まつむら たくお 松村 卓朗	たなか かつひろ 田中 克洋
	代表取締役社長 CEO	取締役 副社長	取締役 副社長	社外取締役	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役 (監査等委員)
企業経営	●	●	●	●			
マーケティング事業運営	●	●					
グローバル事業運営	●	●					
新規事業創出・推進	●	●	●	●			
ESG サステナビリティ	●		●	●		●	●
財務・会計・税務			●	●	●		
法務 リスクマネジメント					●		●
企業文化・組織開発 人材育成	●	●	●			●	



(ご参考) 社外取締役の独立性判断基準

当社は、以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外取締役は当社に対する独立性を有しているものと判断いたします。

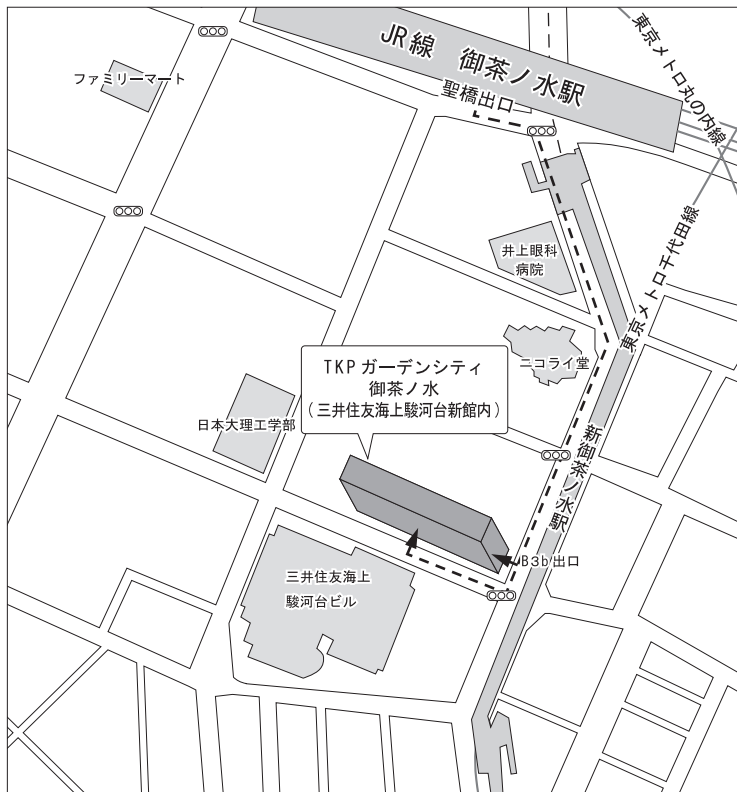
1. 当社又は当社の連結子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。以下、同じ。）
2. 当社グループを主要な取引先（その者の直近事業年度における年間総収入の2%以上の支払いを当社グループから受けた者）とする者又はその業務執行者である者
3. 当社グループの主要な取引先（当社グループに対して、当社グループの直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている者）又はその業務執行者である者
4. 当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額（過去3年間の平均で年間1,000万円以上）の金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等
6. 当社グループの主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
7. 当社グループから多額（過去3年間の平均で年間1,000万円以上）の寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者である者
8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
9. 上記1から8に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族もしくは生計を一にする者
10. 過去3年間において、当社グループの取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
11. 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号  
三井住友海上駿河台新館TKPガーデンシティ御茶ノ水  
「カンファレンスルーム3F」  
電話 (03) 5283 - 6211



- JR 「御茶ノ水駅」 聖橋出口 徒歩4分
- 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」 B3b出口 直結
- 都営新宿線「小川町駅」 B3b出口 直結
- 東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」 B3b出口 直結